承認第2号

専決処分の承認を求めることについて (飛騨市税条例の一部を改正する 条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和5年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

### 提案理由

地方税法の改正に伴う改正

専決第3号

## 専 決 処 分 書

飛騨市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

### 飛驒市税条例の一部を改正する条例

飛驒市税条例(平成16年飛驒市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項」を「租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項」に改め、同条第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは 第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同

条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、 同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改 め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に 改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号 イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項 第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条 第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則 第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を 「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号 ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項 第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条 第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則 第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中 「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第 20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附 則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第 34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を 「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15 条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」 に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1 とする。

附則第10条の3第4項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定」に改め、同条第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に 係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年 4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31 日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年 度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第 30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次 項において「ガソリン軽自動車」という。)に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令 和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を 「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた 日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ) 中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とある のは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第 8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月 1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年 3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飛驒市税条例(次条第 2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割 について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従 前の例による。

飛騨市税条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行

#### 第1条~第45条 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式

による納入書によって納入しなければならない。

#### 第47条 略

(法人の市民税の申告納付)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法</u> 第66条の7第5項及び第11項の規定の適用を受ける場合には、法第 321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控

### 改正案

### 第1条~第45条 略

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>又は第5号の15の2様式</u>による納入書<u>により</u>納入しなければならない。

### 第47条 略

(法人の市民税の申告納付)

- 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法</u> 第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第 321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控

除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除 する。

#### 3 • 4 略

5 決第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による 申告書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条 第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期 限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間 の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算 して施行規則第22号の4様式 による納付書 により納付しなければならない。

### 6~16 略

#### 第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付 | 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付 の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期 限までに、施行規則第22号の4様式 による 納付書により納付しなければならない。

除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除 する。

#### 3 • 4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による 申告書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7項第1号において同じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条 第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期 限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間 の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算 して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書 により納付しなければならない。

### 6~16 略

### 第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期 限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による 納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、 第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割 に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限と し、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。 第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日 数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納 期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算 して納付しなければならない。

#### 3 • 4 略

#### 第51条~第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下本節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る

2 前項の場合には 、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

#### 3 • 4 略

#### 第51条~第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下本節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下本節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る

税金を施行規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### $2\sim4$ 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式\_\_\_\_\_\_\_\_\_ による納付書によって納付しなければならない。

### 第99条・第100条 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式

税金を施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

#### $2 \sim 4$ 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

### 第99条・第100条 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過 少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知 書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号 による納付書によって納付しなければならない。

2 略

第102条~第151条 略

附則

第1条~第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 略

第9条・第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>、第63条又は第64条</u>の 第 規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又 は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは

の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

第102条~第151条 略

附則

第1条~第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 略

第9条・第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の 規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又 は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは 第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の 3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第10条の2 略

#### 2 略

- 3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は5分の3 とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は2分の1 とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の 3の2まで若しくは第63条 」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

#### 第10条の2 略

#### 2 略

- 3 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3 とする。
- 4 法附則第15条第21項に規定する市の条例で定める割合は2分の1 とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3 分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2 分の1とする。
- する市の条例で定める割合は2分の1とする。

- する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は12分の7とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は3分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1 とする。

- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は2分の1とする。
  - 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は12分の7とする。
  - 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は12分の7とする。
  - する市の条例で定める割合は12分の7とする。
  - する市の条例で定める割合は3分の1とする。
  - する市の条例で定める割合は3分の1とする。
  - 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する市の条例で定める割合は3分の1とする。
  - 20 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
  - 21 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1 とする。

- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の1 とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3 とする。
- 26 略
- 27 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 略

### 2 · 3 略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項 の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の1 とする。
- 25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

26 略

27 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は</u> 3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 略

### 2 · 3 略

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略
5~11 略
<u> </u>
<del></del> _
<u> </u>
<del></del>

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震 改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通 知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律 第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び (1)~(3) 略

5~11 略

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る 区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日 から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は 名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出す る場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び

当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

13 略

第11条~第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

 $2\sim4$  略

第15条の3~第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 略

14 略

第11条~第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

 $2 \sim 4$  略

第15条の3~第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

- 2 略
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車にあって乗用のものに対する第81条 の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用について は、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これら の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2</u>年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

笹1	5条の	6	略
<del>       </del>	1) <del>*</del> U /	()	ште

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を 受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分 の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が合和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項	
第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリ	
ン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規	
定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日か	
ら令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には	
令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる	
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲	
<u>げる字句とする。</u>	
第2号ア(イ) 3,900円 2,000円	
第2号ア(ウ) <u>a</u> 6,900円 3,500円	
10,800円 5,400円	
第2号ア (ウ) b 3,800円 1,900円	
5,000円 2,500円	
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車	
のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)	
に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が	
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指	
定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次	
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ	
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第2号ア(イ) 3,900円 3,000円	

第2号ア (ウ) a	6,900円	5, 200円	
	10,800円	8,100円	
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	
5 法附則第30条第2	2項第1号及び第2	2号に掲げる3輪以上の	
		「る第82条の規定の適用	
ては、当該軽自動車	軍が令和3年4月1	日から令和4年3月31	
の間に初回車両番号	号指定を受けた場合	合には令和4年度分の軽	
税の種別割に限り、	当該軽自動車が全	合和4年4月1日から令	
3月31日までの間に	こ初回車両番号指定	<b>ごを受けた場合には令和</b>	
分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の			
規定中同表の中欄に	2掲げる字句は、そ	これぞれ同表の右欄に掲	
句とする。			
6 法附則第30条第2	2項第1号及び第2	2号に掲げる3輪以上の	
車(自家用の乗用の	つものを除く。)に	ニ対する第82条の規定の	
ついては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日			
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自			
動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和			
5年3月31日までの	つ間に初回車両番号	<del>別指定を受けた場合には</del>	
年度分の軽自動車税	説の種別割に限り、	第2項の表の左欄に掲	
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ			

る字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽	3 法 <u>附則第30条第3項</u> の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条
自動車	第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項に
(営業用の乗用のものに限	<u>おいて「ガソリン軽自動車」という。)</u> (営業用の乗用のものに限
る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自	る。)に対する第82条の規定の適用については
動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両	
番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限	
り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31	_、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31
<u>日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>令和5年度分</u>	<u>日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>、当該初回車両番</u>
の軽自動車税の種別割に	<u>号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u> の軽自動車税の種別割に
限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる	限り、 <u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、</u>
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	<u>同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは、「3,500円」</u> とする。
8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽	4 法 <u>附則第30条第4項</u> の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽
自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のも	自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のも
のに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ	のに限る。) に対する第82条の規定の適用については
ン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初	
回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別	
割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年	、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度	3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回
分の軽自動車税の種	車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種
別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に	別割に限り、 <u>同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000</u>
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 と	円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは、「5,200円」と
する。	する。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 • 3 略

#### 第16条の3~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

#### 2 · 3 略

#### 第16条の3~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

### (1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

#### 3 略

以下 略

#### (1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

#### 3 略

以下 略

# 条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市税条例の一部を改正する条例について			
担当部	総務部			
提案理由	地方税法の改正に伴う改正			
制定改廃	軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の適用期限の延長や、各種税			
の根拠等	目の負担軽減措置等の調整を図るため「地方税法等の一部を改正する法			
	律」(令和5年法律第1号)により地方税法(昭和25年法律第226号)が			
	改正されたことに伴い、当該条例における市民税及び固定資産税等に関			
	する規定について所要の改正を行うもの。			
条例の	【改正の趣旨】			
概要	(1) 市民税関係 (たばこ税含む。)			
	① 地方税法の改正による項ずれ及び同法施行規則様式の新設に伴			
	い、所要の改正を行うもの。			
	(第46条、第48条、第50条、第98条、第101条関係)			
	② 地方税法附則第6条第4項関係の改正に伴い、肉用牛の売却によ			
	る事業所得に係る市民税の課税の特例適用期間を3年延長するも			
	の。 (附則第8条関係)			
	③ 地方税法附則第34条の2関係の改正に伴い、優良住宅地の造成等			
	のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課			
	税の特例適用期間を3年延長するもの。 (附則第17の2条関係)			
	(2) 固定資産税関係			
	① 地方税法附則第64条の削除に伴い、字句の整理を行うもの。			
	(附則第10条関係)			
	② 地方税法附則第15条各項の改正に伴う項ずれ及び新規特例措置			
	の創設に伴う規定を整備するもの。			
	課税標準額に乗じる 特例対象資産 調税標準額に乗じる 適用期間			
	特例割合			
	大規模の修繕等が行 1/3 令和5年4月1日			
	われたマンション※ ~令和7年3月31日			
	※対象となるマンションの要件			

- ・建築20年以上が経過している10戸以上の区分所有マンション
- ・大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施しているもの。
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な 修繕積立金が確保されているもの。

(附則第10条の2、附則第10条の3関係)

### (3) 軽自動車税関係

① 地方税法附則第29条関係の改正に伴い、条・項ずれの改正を行う もの。

(附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6関係)

② 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例期 間を3年延長するもの。(25%軽減は2年延長)

	<b>去任尼</b> 八			軽減税率		
				75%軽減	50%軽減	25%軽減
古				電気・天然ガ	ガソリン・ハ	ガソリン・ハ
車種区分		標準税率	ス自動車	イブリット車	イブリット車	
					令和12年度燃費	令和12年度燃費
					基準90%達成	基準70%達成
3 輪車		3,900円	1,000円	※2,000円	※3,000円	
	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
4 #4 #	米川	自家用	10,800円	2,700円		
4輪車		営業用	3,800円	1,000円	適用	なし
	貨物	自家用	5,000円	1,300円		

※営業用乗用車に限る。

(附則第16条関係)

### 市民への【市民への影響】

### 影響等

- (1)-①、(2)-①、(3)-① 影響なし
- (1)-②③、(2)-②、(3)-② 対象となる者には有利となる改正

### 【影響の規模】

- (1)-② 令和2年度 2人 令和3年度 8人 令和4年度 7人
- (1)-③ 令和3~5年度 該当なし

# 資 料

	(2)-② 市内に対象となる区分所有マンションなし
	(3)-② 令和3・4年度 該当なし 令和5年度 3台 24,300円
施行日	令和5年4月1日
備考	